魚沼地域振興局庁舎除排雪業務委託仕様書

魚沼地域振興局除排雪業務委託契約書第１条に定める業務内容を次のとおりとする。

１　作業区域

(1) 庁舎敷地内における駐車場の除雪区域は、別紙図面に示すとおりとする。

(2) 駐車場以外の庁舎建物等に係る除雪区域については別途指示するものとする。

(3) 排雪作業は敷地内堆積場所から庁舎裏雪捨て場（空き地）への排雪とする。

（バックホウを堆積場所と雪捨て場に配置し、ダンプトラックに積み込み、下ろすことを想定）

２　作業実施要件

駐車場における作業区域において、積雪１０㎝以上の降雪があった場合に作業を行うものとし、その要否の判断は受注者が行う。

庁舎建物等に係る除雪作業及び排雪作業は、発注者の判断により受注者に作業を指示する。

排雪作業は１日単位で行うこととする。

３　作業日時

(1) 駐車場に係る作業は、原則として早朝に行うものとし、午前７時 30 分までに完了するものとする。ただし、早朝から実施する作業では午前７時 30 分までの完了が困難であると見込まれる場合には、前日からも作業を行うものとする。

(2) 前記以外の作業については、発注者の判断により受注者に作業を指示するので、受注者はその指示に従い作業を行うものとする。

(3) 排雪作業時間は、閉庁日の日中（８：００～１７：００）行うものとする。

４　作業報告及び検査

(1) 除雪作業

１回の作業が完了した都度、受注者は、指定様式による作業報告書と、実作業時間が確認できるタコメーターの記録等を発注者に提出し、検査を受けなければならない。

(2) 排雪作業

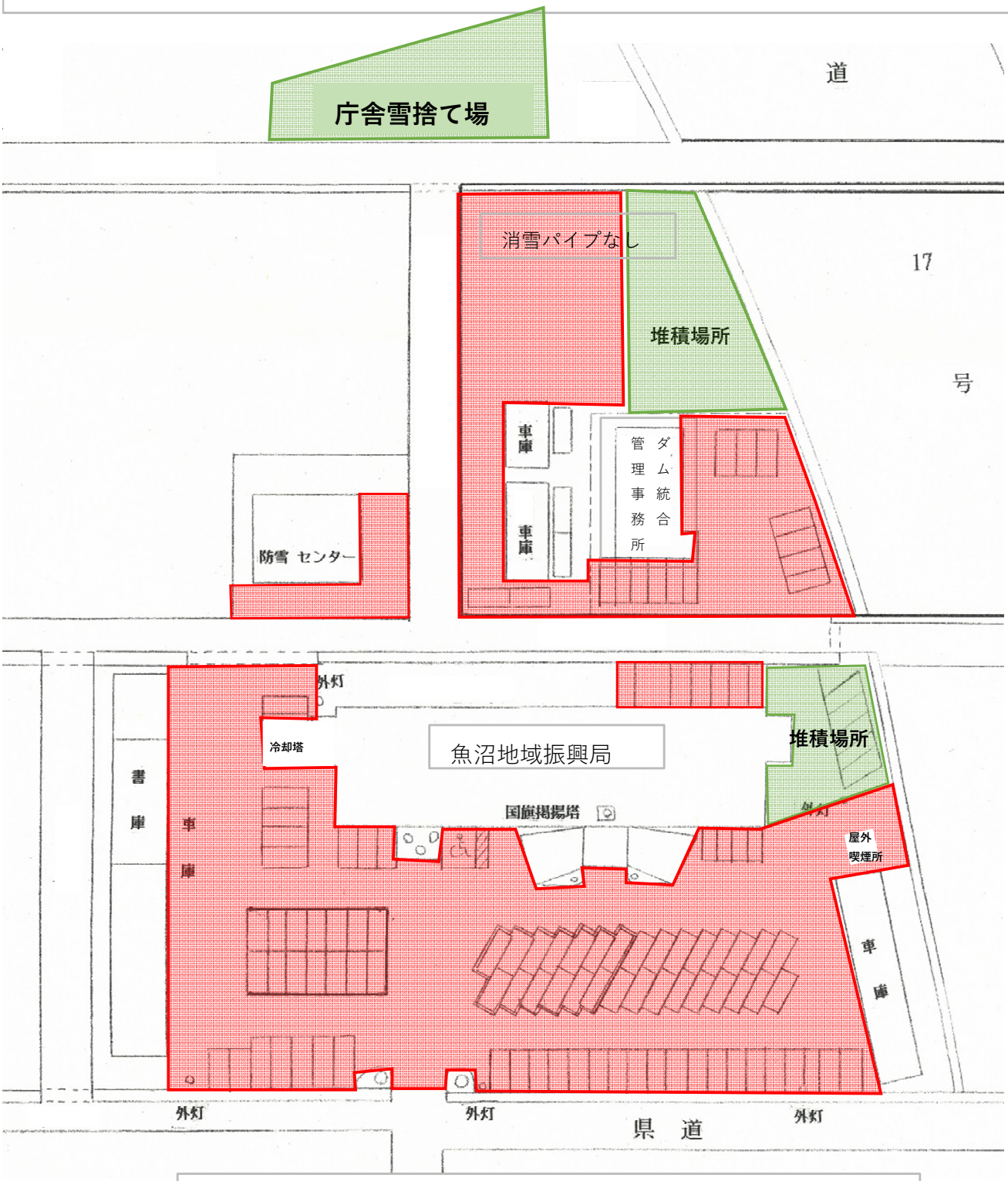
１回の作業が完了した都度、受注者は、指定様式による作業報告書及び作業記録写真を発注者に提出し、検査を受けなければならない。

(3) 検査の結果、業務に不備があるときは、受注者は、発注者の指示により、業務の手直し又は補正を行うこととし、その終了後、再検査を受けなければならない。

５　作業の安全確保

作業実施にあたり、受注者は安全確保のための措置をとること。

魚沼地域振興局庁舎除排雪業務委託　駐車場除雪区域　排雪区域



除雪作業区域

【消雪パイプ設置箇所】

庁舎正面駐車場全体、

除雪センター駐車場、ダム管理事務所駐車場、北側車庫棟前面